

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和元年12月27日

香取市長 宇井 成一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
寺内地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和元年10月23日

3. 集落・地域の耕地面積
43ha

4. 地域の人と農地の現状

当地域は大須賀川流域に広がる水田地帯である。

水田は昭和40年代に実施した基盤整備事業により20a区画に整備されている。

農業者は水稻単作の個人経営が多く、高齢化と後継者不足により農業者の減少と耕作放棄地の拡大が課題となっている。

5. 近い将来農地の出し手となる者の状況
個人 26世帯

6. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
個人 3経営体

7. 6の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
中心経営体はいるが十分ではない

8. 今後の地域農業の在り方

農業者の高齢化や後継者不足を解消するため、現在耕作している農家を中心に農業法人や集落営農組織の設立を検討する必要がある。

離農や経営規模の縮小を考えている農家は、農地中間管理事業による農地集積を積極的に活用し、担い手農家の規模拡大に協力する。

また、基盤整備事業によるほ場の大区画化や用排水施設の整備等、生産性や作業効率の向上に対する取組についても検討していく。